平成２５年（フ）第４６９号
東京都稲城市東長沼1706番地の１コーポ雄季101
債務者　関　　信和
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５０６号
東京都青梅市今井２丁目841番地ハイネス秋葉201
債務者　松岡　十郎
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５２号
静岡県浜松市南区東若林町891番地　マンションレイゴ103、前住所静岡県浜松市南区米津町1028番地の１
債務者　鈴木まさ美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
静岡県浜松市中区上島３丁目９番33号
債務者　新村　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
熊本県八代市古麓町112番地２
債務者　池田　朝子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第５３８２号
東京都足立区千住橋戸町94―25―1002
債務者　園田　竜也
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５０３号
東京都江東区南砂１丁目22―12―703
債務者　岡部　和夫
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６３６号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―1510
債務者　内田　昌宏
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６８１号
東京都世田谷区北烏山１丁目30―５―113
債務者　丸山　祐一
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２５年（ソラ）第１０３０９号（原審東京地方裁判所平成２４年（フ）第１２３９１号）
東京都台東区浅草橋１丁目12番４号
破産者　株式会社クリエイトプラザ
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成25年６月21日
3　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成25年４月４日午前10時破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成25年６月25日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４０７号
福岡県筑紫野市湯町１丁目５番14―103号
破産者　山田　省吾
1　決定年月日　平成25年６月25日
2　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３８１８号
北海道北広島市大曲工業団地５丁目２番地５
破産者　エー・アイ・エム株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７号
最後の住所富山県砺波市神島28番地
破産者　被相続人亡藪鎌作相続財産
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第８２９号
名古屋市守山区西川原町37番地
破産者　三栄建設有限会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３号
三重県松阪市飯南町向粥見869番地
破産者　亡上林征夫相続財産
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第５４号
佐賀県鳥栖市西新町1422番地
破産者　有限会社白水鉄工所
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係